

北高森自治会だより

重要なお知らせ：各戸配付

法人化検討委員会

NO. 1

北高森自治会の法人化（地縁認可団体）について

伊勢原市が所有する高森児童館について、市の方針に基づき、廃止又は移管に関する協議を行っています。

これを受けて、令和6年度の自治会総会において、児童館の移管を前提とした「法人化検討委員会」が設置され、現在、検討を行っています。

児童館の移管を自治会が受けるためには、「地方自治法」の規定に基づき、自治会を法人化（正式には、「地縁による団体の法人認可」）する必要があります。

そのためには、以下のような要件が必要です。

法人化に必要な要件として

- 1 区域を明示（具体的に字・地番・住居表示で明示）すること
- 2 会員資格を区域に住所を有する個人とすること
- 3 総会の招集方法、議決方法、議決事項等が定められていること
- 4 資産に関する事項 など

※ 本来であれば、会員の皆様に対面で説明会を開催し、御理解をいただきたいと思います。が、会場等の都合もあるため、都度、各戸配布にて、情報提供をさせていただきます。

令和7年11月頃に地区委員の皆様に説明会を実施する予定です。

【裏面あり】

北高森自治会の法人化（高森児童館取得含む）フローチャート

伊勢原市役所

北高森自治会

北高森自治会 法人化検討委員会

現在、伊勢原市役所と自治会で次の事項等について協議等を行っています。

そのための前提となる法人化を、右に掲げる「フローチャート」により推進し、その進捗状況を踏まえながら、高森児童館の取得を目指します。

- 地元移管に向けた協議
- 耐震改修工事
- 都市計画変更の手続き
 - ・ 無償譲渡
 - ・ 用途変更等

法人化に向けた事前準備

- ① 規約の改正
- ② 区域の確認
- ③ 構成員名簿の作成
- ④ 代表者の選任準備

令和8年5月頃

総会開催【議決事項】

- ① 規約の承認
- ② 認可申請することの議決
- ③ 代表者の選出
- ④ 構成員の確定
- ⑤ 保有資産（児童館）の確定

伊勢原市役所

法人化の認可申請手続き

議決結果

否決

可決

児童館の
廃止を含め
再検討

申請結果

認可

不認可

法第260条の2第2項の認可要件に適合するように変更等を行い再申請

北高森自治会

- ・ 法人格取得
- ・ 高森児童館取得（無償譲渡）

北高森自治会

取得した児童館を取り壊し
自治会館を新たに建設する

北高森自治会

取得した児童館
をリフォーム

骨子

- ・ 新自治会館は建築基準法上の新耐震基準
- ・ 建築は令和10年度(2028年度)からを目標
- ・ 会館建設実行委員会を設立
- ・ 伊勢原市又は自治総合センター助成事業を申請

- ・ 耐震診断の結果、構造耐震指標はIs値0.7でした
- ・ Is値0.6以上で耐震性能を満たすとされていますが、文部科学省では学校の耐震強度はIs値0.7以上